

柏崎刈羽原発再稼働の是非を決める 県民投票条例案審議

**今本啓介参考人の陳述・資料へ
の反論・批判**

2025年6月19日

中山均(新潟市議会議員)

問い合わせ: nakayama14@gmail.com

はじめに

- 柏崎刈羽原発の賛否を問う県民投票条例案を審議する臨時県議会（4月16～18日）が開催され、条例案は否決された。
- 審議に先立つ参考人・今本啓介氏（新潟大法学部副学部長、教授）の陳述内容は、明らかな誤り、科学的根拠の無い情報、感覚的な議論、事実認識の欠如などが多く、多くの問題がある。
- しかも誤った内容は、議会審議においても複数にわたって無批判に引用され、熟議の公正性・正確性の点でも大きな問題（議会閉会後では、誤った事実の修正も不可能）が残る。
- 地方自治の現場で活動する自治体議員のひとりとして（付言すれば、分野は全く異なるものの、研究者の端くれのひとりとして）、これらを看過・容認することは到底できない。2か月が経過したものの、問題点を批判的に整理し、公表する。

2025年6月19日

新潟市議会議員 中山均₂

論点：当事者の範囲はどこまでか？

「県北から柏崎刈羽原発まで200キロ」？

- 今本氏は「原発再稼働は県民投票になじむか」という問題提起(参考人資料p15)の中で、「**県北に居住する県民が200キロ近く先にある柏崎刈羽原発**について、自分事として考えて投票できるか」との疑問を呈している(「口が滑った」わけではなく、資料にも明記)。
- しかし、そもそも、柏崎刈羽原発と県北端の距離は**150キロ**(実際に住民が暮らすエリアとの距離はさらに近い)。間違い(と言うよりは無知)・思い込みを検証無しに公の場で発信することには、学者としての資質を疑う。
- 「距離」を軸にして当事者性を議論しているのに、その肝心の距離を誤るということに驚く。
- 14万3196人の署名の重みを持つ条例案審議の「参考」とする陳述・資料としては、お粗末と言うほかない。



「せいぜい隣接市町村まで」？ — 科学的根拠無し

- 続けて今本氏は「せいぜい意向が問題としてよいのは、自分事として考えることができる隣接市町までではないか」としている。
 - 「せいぜい」「問題としてよいのは」は、関係者を見下し、まったく科学的根拠なく一方的な個人的・感覚的見解を押し付けるもの。
 - これに反証する事実として、原発30キロ圏(UPZ)自治体には避難計画が義務付けられているが、図で示すように、これには「隣接」していない自治体も含まれている(小千谷市、燕市、出雲崎町)。
 - また、県内では立地自治体以外の全市町村が「市町村による原子力安全対策に関する研究会」を構成、東電と安全協定を締結(県内全自治体が「当事者」)。
 - 福島原発事故による汚染や避難指示区域は、言うまでもなく「隣接」自治体を超えている。
- 今本氏の主張は、原発事故の実相、原発稼働に関する制度や行政的枠組みを無視。



「三つの検証」の「生活分科会」見解を否定

- さらに言えば、県の「三つの検証」のうち、「生活への影響」検証部会の報告書では、「新潟県民の皆様」に対し、「ひとたび原発事故が起こると、その周辺の住民の生活がどのような影響を受けるのかについて、ぜひ『自分ごと』として考えてほしい」旨明記されている。
- これは県が設置した公式な委員会において、約4年の議論の積み重ねの結果出された重い結論。これは（「せいぜい隣接市町村まで」ではなく）、全県民に訴えられたもの。
- 上記は原発再稼働をめぐる県民参加に関し論じる参考人なら、基礎資料として当然読み込んでおくべきと言えるが、今本氏の「せいぜい隣接市町村」発言は、この重い結論も顧みることなく安易になされたものであることがあらためて確認できる。
- その今本氏の陳述に依拠した条例案反対派の議員たちの主張も、きわめて安易だと言わなければならない。

論点：「議会不要論につながる」？

空論・都市伝説！

- 今本氏は「住民投票を行う場合に、議会との関係を整理する必要がある(ともすれば議会不要論にもつながることに注意)」などとしている(参考人資料p4)。
- 「住民投票＝議会不要論」は、住民投票賛成派からではなく(!)、反対派がよく持ち出す時代遅れの論理。
- 住民投票制度やその実例がすでに広く定着しているが、そうした自治体で「議会不要論」が重大問題になった具体的な事例が示されることなく(←今回も同じ)、たびたび提起されている(女川原発県民投票を審議した宮城県議会の参考人陳述でも同様)。
- つまり、「架空の論理」であり、ほとんど「都市伝説」。笑い話のようだが、これが学者から持ち出されているのだから笑えない。

論点:「住民の分断」?

「住民投票が分断をもたらす」?

- 今本氏は、「住民投票の帰結」(参考人資料p16)で、「高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査への応募が問題となった高知県東洋町では、住民投票条例の制定が求められ・・・住民が当時を思い出したくないほどの分断が生じている」などと述べている。
- この論拠は、今本氏自身の論文(「地方自治法上の直接請求・請願・陳情と地方議会による反対決議・意見書提出—東洋町における高レベル放射性廃棄物(HLW)最終処分施設文献調査への応募をめぐる事例の検証; 田中良弘編著「原子力政策と住民参加—日本の経験と東アジアからの示唆」p195～224)に依っているとされる。
- しかし、その論文では「町長が住民から信頼され、国・NUMOが最終処分事業の説明責任を十全に果たしていれば、(直接請求などが)なされなかった可能性がある」旨、明記されている。

自分の論文で記述した内容と真逆の結論

- つまり、町長や国の無責任による混乱が対立や分断をもたらした事実を自ら実証的に分析して論文まで書いたにもかかわらず、そこで指摘した内容の一部を切り取って、住民投票が混乱の原因となったかのごとく(しかも結局住民投票は行なわれていない)、本末転倒・真逆の結論を導き出そうとしている。
- この信じがたい対応の真意は不明だが、他者の論文をこのように引用したら、一般的・客観的に言えば文字通り「(一部の切り取りによる)事実の歪曲」そのもの(そのためかどうか不明だが、資料中の東洋町の当該部分には出典論文の記載もない)。

論点:「再稼働を止めた場合の責任」?

「住民は責任に堪えられるか」?

- 今本氏は「県民がどこまで考えて投票ができるか」として県民を見下し、「交付金等の影響」や「東電による損害賠償請求」について「明確に説明されていない」とも指摘している(参考人資料p15)。
- また、「住民投票で決定することは、その決定に住民が責任を持つ」ととし、「**住民は責任に堪えられるか**」(参考人資料p16)などとしている。
- そもそもここで言う「責任」とは何なのか、明確にされていない。福島原発事故の「責任」は、結局、原発を推進した政府、政治家、企業経営者、自治体も、誰も取っていない。
- 一方で「投票で決めた」場合だけなぜ、どのような形で「住民が責任を取」らなければならないのか、意味不明、**荒唐無稽な暴論**であり、脅しとも言える。

議論のすり替え

- そもそも再稼働について政府から地元自治体・県に同意要請が来ている。「同意」「反対」のどちらの選択であっても、「損賠の可能性」等のリスクがあるとすれば、それは県民投票固有の問題ではなく、首長判断や議会判断でも同じこと。
- それを県民投票自体の問題であるかのように主張する今本氏の論理は、悪質で質の低い議論のすり替え。

論点:「市町村の拒否の可能性」?

地方分権と県→市町村事務委譲の仕組み①

- 今本氏は、条例案の問題点として「市町村の拒否の可能性」もあげている(参考人資料p14)。
- 確かに、地方分権一括法成立以降、県と市町村は対等であり、県条例によって市町村の事務まで単純に義務付けることはできない。
- 一方で、都道府県が責任を負う施策・事務について、その具体的事務を市町村に委譲して処理すべきものも少なくない。
- そのため、そのような県→市町村への事務委譲を簡易にするため、自治法には「都道府県の事務を条例によって市町村の事務とすることができる」(252条の17の2)とする規定(「**事務処理特例**」)がある。
- この「事務処理特例」は、一般に「**協議を要するが同意は要しない**」とされているもの(自治法当該条文にも同意要件は無い)。

地方分権と県→市町村事務委譲の仕組み②

- 実際、この制度により、まちづくり、産業、福祉・保健、教育、環境、生活・安全等、幅広い行政分野の都道府県の多くの事務・権限が市町村に移譲されている（内閣府 <https://x.gd/JknM2> 参照）。
- 今回の条例案でも、投票事務を市町村で実施してもらうために、この「事務処理特例」に拠っている。
- この制度では、「拒否」が無いことが前提。ただし、市町村首長の態度表明あるいは事務執行の予算の議会での否決など、事実上の「拒否」の「可能性」はあり得る。
- しかし、「可能性」をあげるなら、上にあげたようなこの事務処理特例を用いたあらゆる事務に生じうるもので、これを県民投票固有の問題であるかのような議論も悪質なすり替えという他ない。

「拒否」は制度上も道義上も困難

- たとえば市町村に対し、原発政策の推進あるいは反対を強要するようなものであれば、当然、真摯な協議や同意が必要になるし、前記「事務処理特例」の適用も不適切（そのような場合、より丁寧な手続きとして自治法252条の16の2「事務の代替執行」や252条の14「事務の委託」制度がある）。
- しかし、条例案で規定する「投票」は、政策・施策の一方向的推進を強要するものではなく、住民に賛否を問う中立的仕組みであり、事務処理特例制度の適用は適切。
- そもそも、投票が市町村でおこなわれる場合というのは、条例が県議会で可決されていることが前提となる。その執行を市町村が「拒否」できたとしても、それには高度の合理的理由と説明責任が必要になる。
- したがって、この想定問題がそもそも非合理的で不適切であり、県民投票の課題を過大にあげつらおうとする意図を感じざるを得ない。

自治法や沖縄の例の理解・分析不足

- 今本氏の想定やその記述は、この「事務処理特例」制度に関して十分考察されていないことが明らか。
- 今本氏はこの問題で沖縄県の県民投票の事例を持ち出しているが、これも実態を理解していない。
- 沖縄県の辺野古基地埋立をめぐる県民投票では、確かにいくつかの市町村が拒否の動きを見せた（その背景は政治的なもの）。
- しかし、前記でも触れたように、「全県で執行されるべき県民投票」を一部の市町村が拒否することは、その自治体の住民の投票権利を奪うことになる」という強い批判などもあり、結局、全県で執行された。
- 今本氏が紹介している「沖縄県の技術的助言」（参考人資料p14）は、投票執行予算を自治体議会で否決した際の首長対応を求めた法技術的な議論であり、この問題の本質ではない。

理解・分析不足を否定するなら

- ここで指摘したことを理解・分析した上で今回の陳述・資料内容になったと弁明するのであれば、それは本来議論のために必要な情報を意図的に矮小化・歪曲するもの、あるいは都合のいい事実のみの切り取り、ということに他ならない。

論点：県民投票の対象

「原発問題は住民投票に適さない」？

- 今本氏は、県民投票に否定的な考えを述べる根拠のひとつとして、原田尚彦氏の「素朴な国民感情に基づく基本的な選択を求める場合は住民投票に属するが、総合的で長期的な視点からの高度に専門技術的判断を要する、こみ入った現代的課題は住民投票には適さない」(原田尚彦「原子力発電と国民投票—オーストリアとスイスの実態」法と政策18号43頁(1982年))とする主張を引用している(参考人資料p9)。
- しかし、この論文は今から40年以上も前(!)のもの。人類はこの後チェルノブイリ事故(1986年)を経験し、日本では巻町で歴史的な原発住民投票が成功、住民自治や地方分権も進む一方、2011年には福島原発事故が起きている。現代の問題を考える上で、参考資料としては社会制度も状況も異なるあまりに古いもの。

「なじまない」根拠としては不十分・不適切

- 今本氏が引用した前記の原田氏の論文では、原発を巡る国民投票が行なわれたオーストリアの例（僅差で原発反対が決定）が記載されている。オーストリアの国民投票は米国のスリーマイル島原発事故直後に行なわれ、投票の結果に少なからず影響を与えたと考えられているが、原田論文では同事故の影響について全く記述がない。
- そもそも原田論文は、国民投票直後「たまたま」同国を訪れた経験を書いたもので、出会った市民の感想を聞き書きしながら考察を加えた程度のもの。意識調査等に裏打ちされたような内容ではなく、検証的・実証的な論文ではない。
- 県民投票になじまないとする論拠に、このような論文を（かなり古いものあることの断りもなく一定の根拠があるごとく）引用すること自体、研究者の姿勢として疑問。

蛇足：オーストリア原発国民投票、教訓的なエピソード

- ちなみに、前記参考文献で触れられていたオーストリアは、1970年代まで左右問わず原発推進の立場を取ってきた。
- しかし、反原発運動の高まりを受け、当時のクライスキー首相（社民党党首）は78年、ツヴェンテンドルフ原発（1972年建設開始、稼働直前）の操業の是非を問う国民投票を決定。首相は原発操業が支持されることを見込み、それが認められなければ政界を引退すると公言。
- そのため、国民投票は同首相の信任投票の性格も帯びた。原発政策を支持する保守層が社民党首相への不信任として原発反対票を投ずる一方、逆に原発反対の左派層が、同首相支持のため賛成票を投ずることなどもあったようだ（以上、<https://x.gd/upOZ3> 参照）。
- このエピソードは、原発再稼働是非と首長選挙を結びつけることには問題がありそうだということを間接的に示唆している。

なお、この国民投票以来オーストリアは原発を稼働させておらず、「原発ゼロ」。一方、IAEA本部が置かれているのは同国の首都ウィーン。

論点:「拘束力」問題

「住民投票の結果に従わないことは想定されない」？

- 今本氏は、「投票結果の法的拘束力の問題」(参考人資料p8)で、「条例に基づく住民投票」において「法的拘束力」を持たせることが困難である旨指摘し、「今回の条例案も尊重義務にとどまる」として、「この点はクリアしている」と述べている。ここまでの認識は我々と合致。
- **ところが**、「実際には、住民投票の結果に**従わないことは想定されない**とされる」などと、根拠も示さず・確認もせず述べている。
- 「実際には」、住民投票の結果に首長が従わなかった事例として、沖縄県名護市で米軍ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票が行なわれ(1997年)、反対が過半数を占めたにもかかわらず、当時の市長が移設受け入れを表明した例などが上げられる(※)。
- それに対して住民側が訴訟を起こしたが、司法判断は「(投票条例が)尊重義務にとどまる」ことなどを理由にこれを退けている。

※他に宮崎県小林市の産廃処理施設をめぐる事例(1997)などもある

認識不足による明らかなミスリード

- 今本氏は、前記のような事実と司法判断があるにもかかわらず、確認不足のまま、「従わないことは想定されない」などと明記・発言した。正確性という観点でも、大きな欠陥。
- こうした誤った陳述が、条例反対派による「県民投票は議会での自由な議論を制約する」旨の発言にもつながっていると言える。
- この確認不足についても、「学識経験者」「参考人」としての誠実さが疑われるもの。

おわりに①ーいくつかの補足とともに

- ここでの指摘は、いわゆる「トンデモ」的な内容に限ったが、今本氏の陳述にはさらに多くの問題点がある。
- たとえば、知事から条例の技術的不備が指摘された「開票主体が未整理」の問題については、今本氏資料では今回の新潟県知事と茨城県知事（東海第二原発県民投票条例審議）の同じような「意見」をほとんどコピペしたのみ（参考人資料資料p13）で、何の解説にもなっていない（おそらく、読んだ人の大半が問題点を理解できていない）。
- この問題については、「決める会」HP内の資料で丁寧に解説しているので参照願いたい（<https://x.gd/Nvu17>「資料_条例執行問題対応」）。これを見ていただければ、今本氏の資料がいかにか要領を得ないものか、逆に理解できるはず。

おわりに② ーいくつかの補足とともに

- また、「法的拘束力」や「二者択一」問題については、「県民投票で決める会」HP内の「条例案熟議に向けた論点」(<https://x.gd/HHgxb>)で明確に論じているのでぜひ参照いただきたい(一部はこの資料でも重ねて論述)。
- 今本氏の資料と上記資料を比較いただければ、どちらが科学的根拠に基づく合理的・客観的な内容になっているか、容易に理解いただけるはず。
- 以上、この資料は、今本氏に対し厳しく批判する内容となっており、失礼な表現もあるかもしれませんが、今本氏は陳述や資料の中で「(投票の結果に)住民は責任に堪えられるか」などと脅すような発言をしているのだから、今本氏が公の場で発信した陳述内容について、その「責任」に堪えてもらうのが当然の筋である。